

次世代競争ルールに関するヒアリングの進め方

2019年8月6日
次世代競争ルール検討WG事務局

ヒアリング対象事業者

日本電信電話(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)オプテージ、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会

検討事項①

他者設備の利用の在り方

(第1回WG事務局資料より抜粋)

- 卸役務の利用が拡大する現状について、どのように評価するか。少なくとも、卸役務の存在により、接続では困難であった多種多様な事業者による柔軟な設備利用が実現し、一定の利用者利便の向上に結びついたという側面はあるのではないかと。
- 一方で、利用事業者から提供条件の適正性等に関する課題の指摘が寄せられる状況が継続しているところ、IoT化の進展等市場環境の展望を見据えれば、現在の制度では、公正競争上の課題が益々顕在化していく可能性があるのではないかと。
- 接続ルールを通じて実現してきた競争環境を維持し、提供事業者・利用事業者の創意工夫により多種多様なサービスを実現していくためには、何よりも利用者視点に立っていくことが必要ではないか。そのためには、提供条件の適正性と柔軟性のバランス確保が重要ではないか。
- 卸役務に係るルール化の検討に当たっては、公正競争上のリスクに応じて卸役務を類型化し、規制の程度を柔軟に設定する考え方を採用していくことが必要ではないか。まず1つの類型として、独占性又は優位性を伴い、競争促進の観点から重要な卸役務であるが、接続では代替困難であるため、市場に任せては適正性が通常確保されないもの(仮称「重要卸役務」)が考えられるのではないかと。
- この場合、重要卸役務については、提供条件の適正性を直接規制する手法と、透明性の向上を通じて構造的に実現する手法の、いずれか又は両方が考えられるが、適正性と柔軟性のバランスを確保する観点からどのようなアプローチが適切か。
- 透明性アプローチであれば、主として、オープンな政策検討を可能とし、かつ、利用事業者が自らその適正性・公平性を確認できる一般的な仕組みを導入することが必要ではないか。具体的にはどのような方策が一層の透明性の確保のために適当と考えられるか。(その他、卸役務の提供を通じて得た情報の目的外利用の禁止や機能分離等のルールを定める必要があるか。)
- 一方、重要卸役務について、適正性の確認の観点から、料金等提供条件の透明性向上に加え、例えば、利用者料金水準(割引を考慮した水準等)及びコスト水準(接続料相当等)との時系列比較を行い結果を広く共有するとともに提供事業者に適正性について説明を求めるといった考え方について、どう考えるか。
- 以上の検討を踏まえつつ、卸役務の長所である柔軟性をできる限り損なわないようにするためには、例えば、重要卸役務以外の卸役務については、その性質に応じ、より抑制的な制度対応としていくことが考えられるのではないかと。

(「共用」についても同様の検討が適切ではないか。卸役務との本質的な違いはあるか。)

検討事項②

市場の融合とルールの見直し

固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化する等、新たな競争ルールの在り方について、どのように考えるか。

(特別委員会中間報告書より抜粋)

- ネットワーク構造の変化の観点からは、5G時代における光回線等、設備の重要性は一層高まると想定されることから、設備のボトルネック性(第一種指定電気通信設備)や接続交渉における優位性の元となる自己の伝送路設備に接続される端末設備の市場シェア(第二種指定電気通信設備)に着目した現行の非対称規制の考え方は、維持することが適当である。
- その上で、アクセス回線については、5G時代以降における多様な事業者によるネットワーク構築を促進する観点から、エッジコンピューティングの普及を見据えたコロケーションスペースの活用の必要性等を含め、新たなボトルネック領域について検証を行うことが適当である。
- また、基幹的コア網については、PSTNからの移行によるその役割の増大、基幹的コア網を利用した多様なサービス実現の必要性等を見据え、NTTにおいて次世代の基幹的コア網の在り方を早期に示すとともに、相互運用性の確保や適切な新技術の導入等の観点から、関係事業者間で情報共有等を図る仕組みを検討することが適当である。
- 市場構造の変化の観点からは、今後、固定・移動通信市場における事業者間連携等の進展を通じ、市場支配力の在り方が変化する可能性が考えられる。また、電気通信回線設備を設置せず、これらの市場の外部にありつつ電気通信に密接に関連する事業を営む者が登場し、固定・移動通信の区別なく、ネットワーク市場全体に対して、レイヤを超えて強い影響力等を有する可能性があるほか、このような機能やサービスを提供する事業者と電気通信事業者が連携して一体的なサービス提供を行うこと等により、ネットワーク市場において共同的な市場支配力を行使する等の問題を生む可能性も考えられる。
- このことを踏まえ、固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化する等、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることが適当である。